

令和4年

第2回市議会定例会 議案第3号

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築
基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正について

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制
限の緩和に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築
基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制
限の緩和に関する条例（平成5年函館市条例第25号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第6中

61	主 屋	函館市末広町18番地29, 30	を
61	主 屋	函館市末広町18番地29, 30	
64	主 屋	函館市末広町14番地4	に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更に伴い、外壁等に対する建築基準法の制限の緩和に関する規定を整備するため